

生命倫理専門調査会特定胚指針プロジェクト運営要領

平成13年8月27日  
特定胚指針プロジェクト

(プロジェクトの運営)

第1条 生命倫理専門調査会特定胚指針プロジェクト(以下「プロジェクト」と呼ぶ。)会合の議事手続その他プロジェクトの運営に関しては、法令、総合科学技術会議運営規則及び生命倫理専門調査会運営規則に定めるもののほか、この運営要領の規定するところによる。

(プロジェクト座長)

第2条 プロジェクト座長(以下「座長」と呼ぶ。)は、プロジェクトの事務を掌理する。  
2 座長がプロジェクト会合に出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する総合科学技術会議議員又は生命倫理専門調査会の専門委員が、その職務を代理する。

(検討参加者の欠席)

第3条 プロジェクト会合検討参加者(以下「検討参加者」と呼ぶ。)がプロジェクト会合を欠席する場合は、代理人をプロジェクト会合に出席させることはできない。  
2 プロジェクト会合を欠席する検討参加者は、座長を通じて、当該プロジェクト会合に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(公開)

第4条 プロジェクト会合は原則として公開する。ただし、座長が会合を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。  
2 前項ただし書きの規定によりプロジェクト会合を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(審議内容等の公表等)

第5条 座長は、プロジェクト会合における審議の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。  
2 前項ただし書きの規定により審議の内容等を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、プロジェクトに関し必要な事項は、座長が定める。